

岡津第三町内会 役員活動補助金規定

制定 令和7年7月12日

(目的)

第1条 この規定は、岡津第三町内会（以下、「本会」という）令和7年年次総会において決定した役員に対する活動補助金支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(規定の対象)

第2条 この規定の対象となる役員は、会長、副会長、会計、監査、総務、並びに広報、防犯、防災、環境衛生、福利厚生、交通、交流支援、子ども会等の事業部役員とする。

(活動補助金について)

第3条

- 1、活動補助金は、第2条に規定された役員（以下、役員という）が、その活動の対価及び業務において発生する費用を補填するものとして支給される。
- 2、活動の対価とは、町内会活動に要する拘束時間等を考慮して支払われるものをいう。
- 3、費用の補填とは、町内会活動に伴って発生する交通費、ガソリン代など会議や催事への参加費用、パソコンの利用や印刷物作成に関わる費用、及び町内会内および外部関連部門との通信費用などの内、領収書などでの清算が難しいものを補填することをいう。

(活動補助金の支給について)

第4条

- 1、役員は、その役職に応じて、活動補助金の支給を受ける。
- 2、各役職の活動補助金は別表に定める。
- 3、任期期間中に退任する役員及びその欠員により補充される役員は、就任稼働月分の活動補助金の支給を受ける。
- 4、複数の役職を兼任する役員は、兼任するすべての役職についての活動補助金の支給を受ける。
- 5、役員は、活動補助金の全てあるいはその一部について辞退する事ができる。但し、会計報告において、辞退の理由と金額を個別に記載しなければならない。

(活動補助金支給額)

第5条 活動補助金の支給額は、年度毎に役員班長出席の定例会で協議し、承認の上決定する。

(支給方法)

第6条

- 1、活動補助金の全額を上期中（9月末）までに支払う。
- 2、期間途中で退任した場合は、第4条3項にしたがい、在任期間に応じた活動補助金となる。したがって、支給後に退任した場合は、在任期間を超える活動補助金は返金しなければならない。
- 3、年度途中で、役員に就任した場合、就任時に年度内の在職予定月分が支給される。

(改正)

第7条 この規定の改正は、本会年次総会の議決により行なう。

(附則)

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

本規定第4条2項の役員活動補助金の金額について記載する。

岡津第三町内会 令和7年度役員活動補助金（年額）

役 職	活動補助金	役員数	合 計
会 長	24,000	1	24,000
副会長	12,000	2	24,000
総務主管	12,000	1	12,000
総務	6,000	3	18,000
会計主管	12,000	1	12,000
会計	6,000	1	6,000
部長 ※①	12,000	8	96,000
監査	6,000	2	12,000
事業部副部長※②	6,000	16	96,000
合 計		35	300,000

※①子ども会リーダー含む

※②子ども会サブリーダー含む